

委員会提出議案の取扱いについて

1 委員会の議案提出権

常任委員の複数制採用により委員会の審査が活性化、充実することになるため、地方制度調査会が「委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである」と答申したことに基づき、平成18年に地方自治法が改正され、議員や長のほか常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に議案提出権が認められることとなった。(地方議会研究会「議員・職員のための議会運営の実際」参照)

2 根拠法令等

(1) 地方自治法

第109条第6項

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

(2) 墨田区議会会議規則

第13条第2項

委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第37条第2項

委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

(3) 第19期墨田区議会申合せ

第10 委員会提出議案

1 議案の提出

(1) 委員会が議案を提出しようとするときは、当該委員会の全員一致を原則とする。

2 議案の説明

(1) 委員会が議案を提出しようとするときは、事前に各派交渉会において、当該委員会の委員長から説明を求めるものとする。

3 委員会提出議案の取扱い

